

地方独立行政法人東金九十九里地域医療センター役員報酬等規程の一部を改正する規程

地方独立行政法人東金九十九里地域医療センター役員報酬等規程（平成22年地方独立行政法人東金九十九里地域医療センター規程第3号）の一部を次のように改正する。

第4条の表を次のように改める。

区分	月例年俸	業績年俸
理事長	14,400,000円	6,000,000円
理事（センター長を兼ねる者に限る。）	12,960,000円	5,400,000円
理事（センター長を兼ねる者を除く。）	7,200,000円	3,000,000円

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。